

工期が12ヶ月を超える工事は、「全体スライド条項」の適用対象となっています。

「全体スライド条項」とは、今回の特定資材高騰に伴う「単品スライド条項」以外に、会津若松市工事請負契約約款第25条第1項～第4項の規定に基づき、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときに、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる条項です。

また、この条項は、「単品スライド条項」と併用して適用できるものです。

【全体スライドと単品スライドとの比較】

項 目		全体スライド (第25条第1～4項)	単品スライド(H.20.7.3適用) (第25条第5項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 (比較的大規模な工事)	全ての工事
条項の趣旨		長期間の工事における通常予見不可能な価格の変動に対応する措置	特別な要因により主要な工事材料の著しい価格の変動に対応する措置 (単年度工事など全体スライドの対象とならない工事にも適用できる補完的措置)
請負額変更の方法	対 象	資材、労務単価等 (価格水準全般の変動)	鋼材類及び燃料油 (特定の資材価格の急騰な変動)
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド併用の場合、全体スライド適用期間における負担はなし)

会津若松市工事請負契約約款第25条第1項～4項(全体スライド条項抜粋)

- 第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。